

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	半田市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.handa.lg.jp/kurashi/my-number/index.html">http://www.city.handa.lg.jp/kurashi/my-number/index.html</a>

執行機関名 半田市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	半田市心身障がい者手当支給条例(昭和四十八年半田市条例第十六号)に規定する心身障がい者手当の支給に関する事務
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十七年半田市条例第三十三号)第三条第1項第七号 半田市心身障がい者手当支給条例(昭和四十八年半田市条例第十六号)に規定する心身障がい者手当の支給に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第一条	半田市心身障がい者手当支給条例(昭和四十八年半田市条例第十六号)第一条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、心身障がい者の福祉の増進を図るため心身障がい者手当(以下「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		半田市心身障がい者手当支給条例(昭和四十八年半田市条例第十六号)